

さいたま水族館研修生受入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま水族館が、関係機関等(以下「依頼機関等」という)の依頼により技術研修生(以下「研修生」という)を受け入れる場合に必要な事項を定めるものとする。

(研修生の資格)

第2条 研修生は国、学校等教育機関、地方公共団体、又はその他団体等から推薦のある者で、身元保証と研修経費の負担が確実な者であることとする。

(研修期間)

第3条 研修の期間は、原則として2週間以上、1年以内で、水族館長が定める期間とする。

(研修の申請)

第4条 依頼機関等は申請書(様式第1号)に履歴書及び誓約書(様式第2号)、その他指示する書類等を添え、水族館長に提出するものとする。

(受入の決定)

第5条 水族館長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、受入の可否を決定して依頼機関等に通知する。

(研修器材等)

第6条 研修生の受入に要する経費等は、研修生又は依頼機関等のいずれかが負担するものとする。

(研修の停止等)

第7条 水族館長は、研修生に研修生としてふさわしくない行為があったとき、又は、所定の研修を終了する見込みがないときは、研修の停止等を命ずることができる。

(修了証書の交付)

第8条 水族館長は、所定の研修を修了した研修生に対し、研修修了証(様式第3号)を交付することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、水族館長が定める。

附則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。